

菊陽町監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表します。

令和 8年 3月26日

菊陽町監査委員 牧野俊彦

菊陽町監査委員 佐々木理美子

記

1 監査の種類

財政援助団体等に関する監査（地方自治法第199条第7項）

2 監査の対象

●公益社団法人 菊陽町シルバー人材センター

- ・実施日 : 令和7年12月17日
- ・場所 : 当該団体の事務所
- ・財政援助等の内容 : 事業運営費補助（R7 7,900千円）

●有限会社 さんふれあ

- ・実施日 : 令和7年12月18日
- ・場所 : 当該団体の事務所
- ・財政援助等の内容 : 町出資団体（出資金 19,000千円）

指定管理団体（菊陽町総合交流ターミナル、菊陽町ふれあい農園）

指定管理委託料（R6 決算 26,502,730円）

●社会福祉法人 菊陽町社会福祉協議会

- ・実施日 : 令和7年12月19日
- ・場所 : 当該団体の事務所
- ・財政援助等の内容 : 指定管理団体（菊陽町福祉センター、菊陽町ふれあい交流・福祉センター）

事業運営費補助（R7 73,450千円）

3 準拠基準

菊陽町監査基準

4 監査の着眼点

- (1) 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか
- (2) 決算諸表は法令等に準拠して作成されているか
- (3) 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表に表示されているか
- (4) 経理・庶務事務は適正に行われているか
- (5) 会計経理及び財産管理は適切か

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、菊陽町による財政的な援助等に係る各団体の出納その他の事務の執行は、当該援助等の目的に沿って行われていると認められます。

(以上)